

# 工事成績評定通知実施要領

平成 15 年 8 月 19 日 行財政局長決定

最終改正 令和 4 年 12 月 13 日

## (目的)

**第 1 条** 本要領は、本市「工事成績評定要領」（以下「評定要領」という。）第 1 に規定する工事成績の評定に関して、その通知、説明請求及びそれに対する回答に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

## (対象)

**第 2 条** 前条の通知の対象とする工事は、評定要領第 2 に規定された対象工事とする。ただし、1 件の請負金額が 5 0 0 万円未満のものについては、請負人から請求があった場合に限り通知するものとする。

2 前項ただし書に規定する請求の期限は、工事目的物の引渡しを受けた日から 1 年間とする。

## (評定の結果の通知)

**第 3 条** 市長は、評定要領第 9 の規定により報告書が提出された後、当該工事の請負人に評定の結果を速やかに別記様式第 1 により通知するものとする。

## (説明請求)

**第 4 条** 前条に規定する通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む。）以内に書面により、市長に評定の結果について説明を求めることができるものとする。

## (説明請求の提出)

**第 5 条** 前条に規定する書面の提出先は、行財政局財政部契約監理課とする。

## (説明請求に対する回答)

**第 6 条** 市長は、第 4 条に規定する説明請求を受けた場合、速やかに別記様式第 2 により回答するものとする。

2 市長は、前項に規定する回答をする場合、別に定める工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。

## (その他)

**第 7 条** この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前に着工した工事の請負については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行日前 2 年間に完成した工事の請負については、施行日以降 1 年間に限り、第 2 条に規定する請求を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。